ねらい

子どもは、生まれながらにして一人ひとりがかけがえのない存在です。

名古屋の子どもたちが、かけがえのない存在として愛情と理解を持って育まれ、自分に自信をもち、安心して豊かに生きていくこと、また、一人ひとりの個性や意見が尊重されること、子ども同士のかかわりやさまざまな人とのふれあい、体験を通して他を思いやる心やルールを守るなどの社会性を身につけ、健やかに育ち、自立していくことが社会全体の願いです。

そのためには、子どもにとって大切な権利を確認し、その保障のための市、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者の責務と、市の基本となる取組を定めることが必要だと考えます。

そして、子どもが健やかに育ち、子どもを社会全体で支援するまちの実現を目指します。

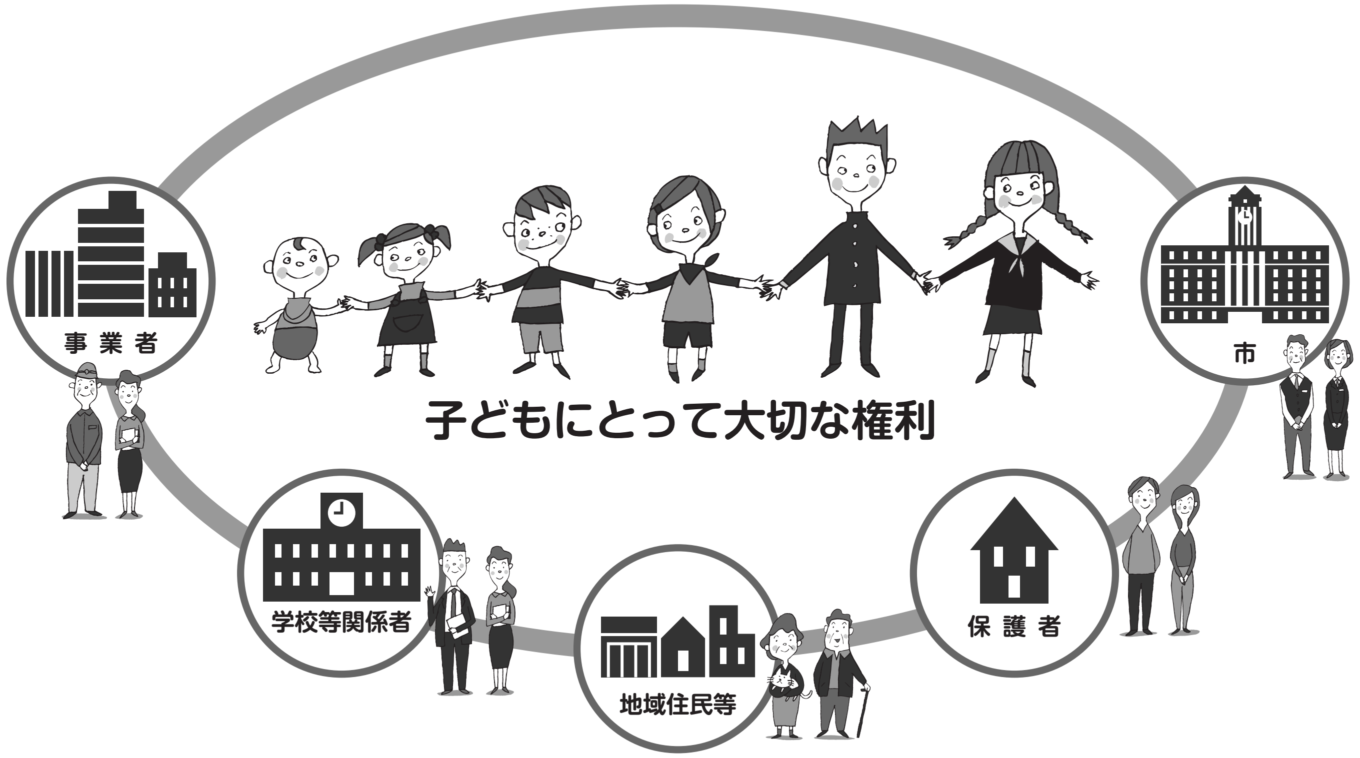

地域の一員としての活動が
期待される事業者も含みます

子どもとは

「子ども」の年齢の範囲は、概ね１８歳未満とします。

しかしながら、未成年者（１８歳、１９歳）について、現実に支援を必要とする場合もあることから、施策の推進にあたっては、１８歳以上の者についても、必要な配慮がなされるものとします。

子どもにとって大切な権利

子どもの権利については、児童の権利に関する条約で、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の４つに分類されています。本市では、この条約を基本とし、名古屋の子どもの現状を踏まえ、特に大切にされるべき権利として明らかにする必要があります。また、子どもにとって大切な権利は、子どもの成長・発達段階に応じたものであり、障害や民族、国籍、性別などにかかわらず、すべての子どもに保障されるものでなければなりません。

安心して安全に生きる権利

❶ 命が守られ、安全な環境で安心して生きること。
❷ かけがえのない存在として愛情と理解をもって育まれること。
❸ 健康な生活が守られ、適切な医療が提供されること。
❹ あらゆる暴力や犯罪から守られること。
❺ あらゆる差別や差別によって不利益を受けないこと。
❻ 年齢や発達にふさわしい生活ができること。

一人ひとりが尊重される権利

❶ 個性が認められ、人格が尊重されること。
❷ 自分の考えを自由に持ち、表明し、行動できること。
❸ 信頼され、自分の意思が尊重されること。
❹ プライバシーや名誉が守られること。
❺ 自分の持っている力を発揮できること。

豊かに育つ権利

❶ 年齢や発達に応じて学ぶこと。
❷ 遊んだり、休んだり、のびのび育つこと。
❸ さまざまな人や自然とのふれあいや多彩な文化の中で、共生すること。
❹ 社会とのかかわりの中で他者と共生しながら、責任ある社会の一員として、自立していくこと。

主体的に参加する権利

❶ 意見表明ができ、尊重される機会が与えられること。
❷ 自分たちに関わることを決めることについて自分たちの意見が反映されること。
❸ 意見表明のために、必要な情報の提供や支援を受けられること。